

統合仮想サーバクラウドサービスの障害に係る損害賠償の交渉状況について

1 日本電子計算株式会社への再協議申し入れ

区は、日本電子計算株式会社との間で仮和解を締結したところであるが、区の職員が勤務時間外のみならず勤務時間内にも対応を余儀なくされ、その結果として業務の進捗が遅れたり区民の信頼を失うなどの様々な不利益を被ることとなったことの影響の大きさを踏まえ、日本電子計算株式会社に対し、令和2年8月3日に勤務時間内の職員人件費相当額の損害賠償について再協議申し入れを行った。

2 日本電子計算株式会社からの回答

区からの申し入れに対し、令和2年8月21日、日本電子計算株式会社から以下の回答があった。

「各種裁判においても、固定費以上の人件費（残業手当、外注、新たな人員の採用）が生じた場合に限り、当該固定費を超える人件費を損害として認定のうえ、損害賠償として許容するといった傾向が多数を占めることから、職員の人件費については「時間外」および「休祝日」に対応した勤務部分を補償することを方針としており、固定費に該当する「時間内」勤務部分の人件費については補償の対象外となる。

今回、障害の影響を受けた全ての団体に対して同様の方針にて対応していることから、これらの団体との公平性の観点からも、今後においても当該方針に例外を設けることは出来かねる。」

3 今後の区への対応

日本電子計算株式会社からの回答を受け、区としてはこれ以上の協議は困難であると考え、現在の仮和解の内容は変更しないこととする。